

札幌市住居確保給付金支給要綱

平成 27 年 3 月 30 日

保健福祉局長決裁

1 目的

本事業は、離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職等と同程度の状況になったことにより経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、家賃相当分の生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

2 実施責任

住居喪失者が新規に賃貸住宅を賃借し新たな居住地を札幌市内に定めた場合又は現に賃貸住宅を賃借し生活している者の居住地が札幌市内の場合に限り、札幌市が実施責任を負う。

3 支給要件

(1) 支給要件

札幌市長（以下「市長」という。）は、この要綱の定めるところにより、下記の住居確保給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）の申請に基づき住居確保給付金を支給する。

ア 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。ただし、申請者及び同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが、申請者が求職活動を行うに当たって居住可能な他の住宅を所有している場合は、支給対象者に該当しない。

イ 申請日において、離職等の日から 2 年以内の者であること、又は、やむを得ない休業等により就労の状況が離職等の場合と同程度の状況にあること。なお、離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。また、やむを得ない休業等における雇用形態、雇用期間は問わない。また、延長及び再延長の申請時には、離職の日から 2 年以内であることについては問わない。ただし、再支給については、従前の支給終了後に新たに解雇（申請者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された場合のみを対象とする。

ウ 離職等の日において、自らの就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していたこと、又は、やむを得ない休業等により住居確保給付金を申請

した日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。なお、離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

エ 申請日の属する月における、申請者等の収入の合計額が別表1に定める基準額（市町村民税均等割の非課税となる収入額を12で除した額）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること。収入については、世帯内の給与収入及び事業収入、雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付、親族等からの継続的な仕送り等について合算して算定する。算定に用いる対象額は、給与収入は社会保険料等天引き前の総支給額から交通費支給額を除いた額、事業収入は経費を差し引いた控除後の額とし、それ以外の収入については、原則として控除等前の総支給額とする。なお、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3箇月間の収入額の平均に基づき推計する。また、申請日の属する月の収入が収入基準額を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

オ 申請日における、申請者等の所有する金融資産の合計額が別表1に定める基準額に6を乗じて得た額（ただし、100万円を超えないものとする）以下であること。なお、金融資産とは、預貯金及び現金のことであり、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。また、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

カ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

キ 申請者等が、生活保護制度、国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。

ク 申請者等のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（2）求職活動等要件

札幌市は、支給対象者に対し、常用就職に向けた下記の求職活動等を行うことを指示するものとする。ただし、やむを得ない休業等により支給対象者となる者については、下記イ及びウを求めない。

- ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
- ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

4 誓約事項

住居確保給付金の申請者は、札幌市に対して、下記の各項について誓約しなければならない。

- (1) 受給中、前記3(2)の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
- (2) 申請者等のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- (3) 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(申請者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと。
- (4) 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

なお、本項の誓約は、支給期間の延長及び再延長の申請を行う場合においても同様とする。

5 同意事項

申請者は、札幌市に対して、下記の事項に同意しなければならない。なお、本項の同意は、支給期間の延長及び再延長の申請を行う場合においても同様とする。

- (1) 下記のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ア 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する札幌市の指示に従わない場合
 - イ 住居確保給付金受給者(以下「受給者」という。)が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、又はそのことを報告しない場合
 - ウ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により札幌市内での転居が適当である場合を除く。)
 - エ 申請内容に偽りがあった場合
 - オ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
 - カ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - キ 受給者が生活保護を受給した場合
- (2) 住居確保給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で申請者の賃貸住宅への入居

状況について、訪問等による確認を行う場合があること、又は、不動産媒介業者等に報告を求めること。

- (3) 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。また、札幌市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- (4) 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、札幌市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

6 支給額

(1) 支給額

住居確保給付金は1月ごとに支給するものとし、支給月額は厚生労働大臣が定める札幌市の生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額を上限とし、支給対象者が賃借する住宅の家賃月額とする。ただし、申請日の属する月における、申請者等の収入合計額（以下「世帯収入額」という。）が別表1の基準額を超える場合には、基準額と家賃月額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額とする。なお、住居喪失者については、入居する賃貸住宅は住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額に限ることとする。

(2) 支給額の調整

上記(1)のただし書きにより算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

7 支給期間等

(1) 支給期間

支給期間は3箇月間を限度とする。ただし、支給期間中に受給者が常用就職できなかつた場合（常用就職したもの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であつて、受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合には、申請により、3箇月の支給期間を2回まで延長することができる。ただし、3(1)(イを除く。)の支給要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて6(1)によって算出される金額とする。

(2) 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払い

を要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

ただし、住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

8 支給決定手続

(1) 住居喪失者に対する支給決定手続は、下記に定めるとおりとする。

ア 申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）」（以下「申請書」という。）に別表 2 に定める書類を添えて、自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合は、提出を依頼する。

イ 公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者は、公共職業安定所への申込みを行い、公共職業安定所から交付される求職受付票の写しを自立相談支援機関に提出しなければならない。また、申請者は、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式 11）」により、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況を札幌市に報告しなければならない。

ウ 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印し、その写しを申請者に交付する。その際、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1 号）」を配布する。

エ 申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

オ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後に、「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項を記載して、申請者に交付する。申請者は、交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」の申請者記入欄に記入して、自立相談支援機関に提出する。

カ 自立相談支援機関は、提出された申請書に受付印を押印し、一式そろった時点で札幌市に提出する。

キ 札幌市は、提出された申請書と書類に基づき、支給申請の審査を行う。収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることとする。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

- ク 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、札幌市は「住居確保給付金支給対象者証明書（様式3号）」（以下「対象者証明書」という。）を自立相談支援機関を経由して交付する。なお、対象者証明書の有効期限は、「入居予定住宅に関する状況通知書」に記された入居予定日の1箇月後とする。
- ケ 支給申請の翌日から30日を経過しても別表2に定める添付書類、追加提出書類が提出されない者には、「住居確保給付金不支給通知書（様式4号）」（以下「不支給通知書」という。）を交付する。
- コ 申請者はエに掲げる「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、カにより交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。
- サ 申請者は、住宅入居後7日以内に、「住居確保報告書（様式5号）」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、自立相談支援機関に提出する。
- シ 札幌市は、前項の書類の提出を受けた後、支給決定を行い、自立相談支援機関を経由し、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書（様式7-1号）」を交付する。
- ス 札幌市は、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、自立相談支援機関を経由し不支給通知書を交付する。自立相談支援機関は、不支給通知書を申請者に手交するとともに、不動産媒介業者等にも不支給の旨を連絡する。
- セ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。
- (2) 住居喪失のおそれのある者に対する支給決定手続は、下記に定めるとおりとする。
- ア 申請者は、申請書に別表2に定める書類を添えて、自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合には、追加提出を依頼する。
- イ 公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者は、公共職業安定所への申込みを行い、公共職業安定所から交付される求職受付票の写しを自立相談支援機関に提出しなければならない。また、申請者は、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式11）」により、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況を札幌市に報告しなければならない。
- ウ 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印し、その写しを申請者に交付する。その際、「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」を交

付する。

エ 申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等から、必要事項を記載した「入居住宅に関する状況通知書」の交付を受ける。申請者は、交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」の申請者記入欄に記入押印し、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添付して、自立相談支援機関に提出する。

オ 自立相談支援機関は、提出された申請書に受付印を押印し、一式そろった時点で札幌市に提出する。

カ 札幌市は、提出された申請書と書類に基づき、支給申請の審査を行う。収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることとする。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

キ 札幌市は、前項の書類の提出を受けた後、支給決定を行い、自立相談支援機関を経由し、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書（様式 7 - 1 号）」を交付する。

ク 審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、自立相談支援機関を経由し不支給通知書を交付する。自立相談支援機関は、不支給通知書を申請者に手交するとともに、不動産媒介業者等にも不支給の旨を連絡する。

ケ 支給申請の翌日から 30 日を経過しても別表 2 に定める証拠書類、追加提出書類が提出されない者には、不支給通知書を交付する。

コ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

(3) 原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額の変更は行わないが、下記の場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行う。

ア 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

イ 支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合において、受給期間中に世帯収入額が減少した結果、別表 1 の基準額を下回った場合

ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により札幌市内での転居が適当である場合

また、上記ア～ウのいずれかに該当し、支給額の変更を行う場合の支給決定手続は、下記のとおりとする。

エ 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

オ 受給額の変更をしようとする受給者は、自立相談支援機関を経由して札幌市

に「住居確保給付金変更支給申請書(様式1-3号)」(以下「変更支給申請書」という。)を提出する。変更支給申請書には、家賃変更を証する書類又は収入減少を確認できる書類を添えて、転居の場合は貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し、「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)」、転居先の賃貸借契約書の写し及び住民票の写し等を添えて提出する。

カ 札幌市は、提出された変更支給申請書と書類に基づき、変更申請の審査を行う。審査の結果、申請内容が適正であると判断された受給者に対して、原則として変更申請日の属する月の翌月分から支給額を変更することとし、自立相談支援機関を経由して「住居確保給付金変更支給決定通知書(様式第7-3号)」を交付する。

(4) 7-(1)ただし書きに規定する支給期間を延長又は再延長する者に対する支給決定手続は、下記に定めるとおりとする。

ア 支給期間の延長を申請できる期間は、住居確保給付金支給期間3箇月目の前月の初日から3箇月目の末日までである。

イ 支給期間の延長を申請する者は、「住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式1-2号)」(以下「延長申請書」という。)を別表2に定める添付書類、常用求職活動等を行っていたことを確認できる書類を添えて、自立相談支援機関を経由し札幌市に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、延長申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合には、追加提出を依頼する。

ウ 札幌市は、提出された延長申請書と書類に基づき、延長申請の審査を行う。審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)(様式7-2号)」を交付する。また、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給通知書を交付する。

エ 支給期間の再延長を申請できる期間は、住居確保給付金支給期間6箇月目の前月の初日から6箇月目の末日までである。

オ 支給期間の再延長を申請する者は、延長申請書を別表2に定める添付書類、常用求職活動等を行っていたことを確認できる書類を添えて、自立相談支援機関を経由し札幌市に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、延長申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合には、追加提出を依頼する。

カ 札幌市は、提出された延長申請書と書類に基づき、再延長申請の審査を行う。審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)」を交付する。また、審査の結果、住居

確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては不支給通知書を交付する。

キ 支給申請の翌日から 30 日又は 8－(4) ア及びエに掲げる期限日のいずれか一方の期日を経過した時点において、8－(4) イ及びオに掲げる書類が提出されていない者には、不支給通知書を交付する。

9 支給の方法

原則として、札幌市から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むこととする。ただし、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない（代理受領）。また、給付を行った場合には、受給者に対しては「住居確保給付金支給連絡票（様式 12 号）」を交付し、不動産媒介業者等に対しては「住居確保給付金代理納付連絡票（様式 13 号）」を交付する。

10 支給の中断及び再開

受給者が住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、前記 3（2）の求職活動を行うことが困難となった場合、当該受給者の申請により、支給を中断する。中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行い、再開を希望する場合は、当該受給者の申請により、支給を再開する。支給の中断及び再開は、下記に定める手続によることとする。

- (1) 疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届（様式 10－1）」及び負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を提出する。
- (2) 札幌市は、当該受給者に「住居確保給付金中断通知書（様式 10－2）」を自立相談支援機関経由で交付する。
- (3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届（様式 10－3）」を自立相談支援機関に提出する。
- (4) 札幌市は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）（様式 10－4）」を自立相談支援機関経由で交付する。

11 支給の中止、停止、再開

- (1) 支給決定後、下記のいずれかの要件に該当した場合、札幌市は住居確保給付金の支給を中止する。また、自立相談支援機関は、下記の事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に札幌市に報告をする。

- ア 支給決定後、3（2）による求職活動等要件を満たさない者については、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。
- イ 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。
- また、受給者が常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止できる。
- ウ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により札幌市内での転居が適当である場合を除く）については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- エ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者については、直ちに支給を中止する。
- オ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- カ 支給決定後、受給者等が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- キ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- ク 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。
- ケ その他、受給者の死亡など、支給決定を受けている者について住居確保給付金を支給する理由を欠くと札幌市が認める場合には、支給を中止する。
- (2) 住居確保給付金の支給を中止した場合には、自立相談支援機関を経由し、受給者に対して、「住居確保給付金支給中止通知書（様式8号）」を交付する。
- (3) 住居確保給付金の支給決定を受けている者が、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、下記の各項に定める手続により、住居確保給付金の支給を停止し、国の雇用施策による給付の受給が終了した後に残月数の住居確保給付金の支給を再開する。
- ア 「職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）」の送付を受けた受給者は、当該事前審査通知書の写し及び訓練実施期間が発行する選考結果通知書の写しを添付して、自立相談支援機関を経由し、札幌市に「住居確保給付金支給停止届（様式9号）」を提出する。
- イ 「住居確保給付金支給停止届」の提出を受けた札幌市は、自立相談支援機関を経由し、「住居確保給付金支給停止通知書（様式9-2号）」を交付し、住居確保給付金の支給を停止する。

ウ 国の雇用施策による給付の対象期間終了後に住居確保給付金の支給再開を希望する者は、給付期間終了日までに、自立相談支援機関を經由して「住居確保給付金支給再開届（様式9-3）」を札幌市に提出する。

国の雇用施策による給付の対象期間終了後30日を経過しても「住居確保給付金支給再開届」を提出しない者に対しては、住居確保給付金の支給を中止する。

エ 「住居確保給付金支給再開届」の提出を受けた札幌市は、支給する理由を欠くと認める場合以外は、自立相談支援機関を經由し、受給者に「住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4）」を交付し、残月数の住居確保給付金の支給を再開する。

オ 受給者と同一の世帯に属する者が、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合にも、上記の各項に定める手続により、住居確保給付金の支給停止と支給再開を行う。

12 再支給

受給者が住居確保給付金の受給期間の終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合、3（1）に規定する支給要件に該当する者については、6の支給額、7の支給期間等により、再支給することができる。

13 不適正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、札幌市は、既に支給した金額の全部又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。

14 関係機関との連携

本事業を円滑に実施するために、自立相談支援機関は、札幌市、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関と支給対象者又は受給者の状況等について情報共有するなど、連携を緊密に行う。

15 暴力団員等と関係を有する不動産業者等の排除

（1）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2号又は様式2-2号）」を受理しない旨を書面に

より通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれか該当するものをいう。

- ア 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- イ 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ウ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- エ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- オ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- カ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ク 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ケ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

- (2) 住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に関わる給付の振込を中止する。

16 その他

- (1) この要綱実施のため必要な様式その他の住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、保護自立支援担当部長が定める。
- (2) 住居確保給付金の支給のうち、相談、受付業務、受給中の面接等の窓口業務については自立相談支援機関において実施し、支給審査及び支給決定等の支給事務は保護自立支援課において実施する。
- (3) 住居確保給付金の支出に係る専決区分は、部長決裁とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人世帯	8.4万円	6人世帯	29.7万円
2人世帯	13.0万円	7人世帯	33.4万円
3人世帯	17.2万円	8人世帯	37.0万円
4人世帯	21.4万円	9人世帯	40.7万円
5人世帯	25.5万円	10人世帯	44.3万円

別表 2

(1) 添付書類

ア 申請者確認書類	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し
イ 離職関係書類	下記のいずれかを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以内に離職又は自営業を廃業した者であることが確認できる書類の写し ・ 申請日において就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
ウ 収入関係書類	申請者等のうち収入がある者についての、収入が確認できる書類の写し
エ 金融資産関係書類	申請者等の申請日の金融機関の通帳等の写し
オ 求職関係書類	公共職業安定所が発行する求職受付票の写し

(2) 追加提出書類

ア 公共職業安定所関係書類	
求職申込み関係書類	公共職業安定所が発行する求職受付票の写し (申請後に求職申込みを行った者)
雇用施策利用状況確認書類	求職申込み・雇用施策利用状況確認票(様式11)
イ 入居(予定)住宅関係書類	
住居を喪失している者の場合	不動産業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1号)」
住居を喪失するおそれのある者の場合	不動産業者等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)」

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 満()歳
③電話番号	

申立事項	④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 離職又は第3条第1号に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2. 第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
住居を喪失した時期					
喪失した住居の住所					
現在の状況					
2. 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					
氏名					合計
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者氏名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
※則第3条第2号に該当する者については、②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、再支給の申請であるが、従前の支給終了後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問等による確認を行うことがあること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

札幌市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所

申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号の記載等 (①又は②のいずれかを記載)

① 公共職業安定所から付与された求職番号

② 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

2 入居 (予定) 住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書 (様式 2 - 1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書 (様式 2 - 2)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (期間 (再) 延長)

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満 () 歳
③電話番号	

申立事項

④期間 (再) 延長が必要な理由

--

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入 (月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入 (月額) が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の (再) 延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
(例) 職業相談確認票 (参考様式6)
住居確保給付金常用就職活動状況報告書 (参考様式7)
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

変更理由

(例)

- ・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。
- ・貸主の責による転居のため
(現在居住している賃貸住宅は○月○日に退去します)

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合 (賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方)
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書 (様式2-2)
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し
 - ・住民票の写し

入居予定住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

印

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居予定者

氏名(フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日(年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

初期費用			
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を札幌市生活就労支援センターに提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名) 印

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	年 月 日(年 月 日までの月 日間)

年 月分家賃まで支払い済み

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
 ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
 ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
 ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名.....
住所.....
電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を札幌市生活就労支援センターに提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

札幌市長 印

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市長を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)(札幌市社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った札幌市生活就労支援センターに、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に札幌市生活就労支援センターに相談してください。

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

電話番号.....

就職先

フリガナ	
事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、札幌市生活就労支援センターに申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、札幌市生活就労支援センターに申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

札幌市長

印

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更支給額 月額 円
- 2 変更後の家賃に対する支給期間
年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 変更理由
- 4 対象となる住宅 名称
所在地

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書(該当) 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始(予定)日	年 月 日
訓練修了(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し
選考結果通知書の写し

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を札幌市生活就労支援センターに提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を札幌市生活就労支援センターに提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。

住居確保給付金の支給再開を希望します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 支給再開時期 年 月分 (年 月家賃相当分) から
年 月分 (年 月家賃相当分) まで

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、札幌市生活就労支援センターに申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病 名 (治療期間の目途)	
中断 日	年 月 日
次回面談等(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

- 1 支給中断時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中断の理由 疾病・負傷により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」を札幌市生活就労支援センターに提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届 (疾病又は負傷)

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

刀がナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日 (予定)	年 月 日

(添付書類)

- ・ 現住所を確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

住居確保給付金支給再開通知書 (疾病又は負傷)

年 月 日第 号により支給中断した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 再開後の支給期間 年 月分 (年 月家賃相当分) から
年 月分 (年 月家賃相当分) まで

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、札幌市生活就労支援センターに申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

求職申込み・雇用施策利用状況確認票 (住居確保給付金・総合支援資金)

年 月 日

公共職業安定所 御中

札幌市生活就労支援センター

(担当・電話番号)

下記の者より { 住居確保給付金 / 総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報が、地方自治体、社会福祉協議会及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ

申請者 氏 名

生年月日

住 所

電話番号

(注) 住所欄は、現在の居住地(住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名)を記載すること

公共職業安定所回答欄

求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 新規求職申込みを受理
-----------	------------------

雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他(※1) ()
支給中の者の支給状況(※2)	直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月____日

※1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入する。

※2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

雇用施策の種類	利用の有無	備考(利用有の場合、必要に応じて、その利用状況の詳細を記入する。)
職業訓練受講給付金又は 訓練・生活支援給付	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他()	給付金の対象期間の末日(年 月 日)
(特記欄)		

公共職業安定所

年 月 日

名称

担当・電話番号

印

年 月 日

(住所)

(氏名)

様

札幌市長

年 月分 住居確保給付金支給連絡票

住居確保給付金の支給について、下記のとおり連絡いたします。

記

- 1 支給額 年 月分 住居確保給付金 月額 円
※ 支給月数 ○ヵ月目 (又は 3ヵ月目(最終支給))
- 2 振込先 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込み
- 3 振込予定日 年 月 日
- 4 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

年 月 日

(住所)

(氏名)

様

札幌市長

年 月分 住居確保給付金代理納付連絡票

住居確保給付金の代理納付について、下記のとおり連絡いたします。

なお、本連絡後、決定内容の変更、中止等の事情により戻入を通知する場合があります。その際は、速やかに戻入してください。

記

1 住居確保給付金を代理納付する者及びその金額

氏名	住 所	給付額	備考
		円	
		円	
		円	

2 代理納付日及び振込先口座

代理納付日

振込先口座

担当：札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課

(TEL)